

報告事項 5

損害賠償請求控訴事件等について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成30年12月26日

教 職 員 課

損害賠償請求控訴事件について

1 当事者

控訴人 県立高校の事務職員

被控訴人 愛知県

2 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は控訴人に対し 6,500 円の金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は一、二審とも被控訴人の負担とする。

3 事件の概要

控訴人は、平成 28 年度の人事評価の結果に対して、苦情処理委員会へ苦情の申立てを行ったが、苦情処理委員会は、控訴人に対する事情聴取を行わないまま判定した。控訴人が、調停の申立てをしたところ、苦情処理委員会は、通知した判定結果を取消し、改めて事情を陳情する場を付与した上で、再度審査を行った。

控訴人が苦情処理委員会の審査結果に不備があると指摘したときには、審査結果の取消しをしなかったにもかかわらず、控訴人が調停の申立てをすると自らの都合で審査結果の取消しを行った苦情処理委員会の対応は、違法であるとして、調停の申立て前に審査結果を取り消していれば支払う必要のなかった調停費用 6,500 円を求めて訴えの提起に至った。

原審では、苦情処理委員会が調停の申立てがされるまで苦情処理の結果を取り消さなかったことは、人事評価に関する苦情処理手続の運用の在り方として適切さを欠くことは否定できないが、改めて控訴人に事情聴取を実施しても人事評価を変更すべき具体的な事実の主張が期待できないことなどの事情を考慮すれば、違法であるとまでは評価できないとして、請求が棄却された。

4 控訴理由

原判決には事実の誤認がある。これは、控訴人の申請した証人を採用しないことなど審理不尽が原因である。

行政処分取消等請求事件について

1 当事者

原告：県立高校の生徒

被告：愛知県

2 事件の概要

原告は、愛知県立の高等学校への入学を希望し、平成29年2月に入学願書等を提出し、同年3月に学力検査を受けたが、第一志望校は不合格となった。

これに対して原告は、中学校が作成した推薦書及び調査書が原告にとって不利益な内容となっていること、また、学力検査の採点が明らかに不合理であることから、中学校があえて原告を不合格にするよう意図し、高等学校がその意図を考慮して不合格としたものであると主張するとともに、原告が答案の得点開示を行った際に個人番号通知カードの提示及び謄写を要求した学校職員の行為は違法であると主張して、入学不許可処分の取消し及び慰謝料150万円を求めて訴えの提起に至ったものである。

3 判決の概要

(1) 主文【県勝訴】

- ・原告の請求をいずれも棄却する
- ・訴訟費用は原告の負担とする

(2) 理由趣旨

中学校から提出された推薦書及び調査書並びに原告の受験した高等学校の行った学力検査の採点状況を踏まえると、学生の資質や学力の程度など入学試験の目的とは直接関係のない事柄によって合否の判定が左右された事実は認められない。

また、学校職員が本人確認の趣旨で原告から個人番号通知カードの提示を受けて原告の個人番号を認識可能な状態としたことは、法令に抵触するものでないことはもとより、それ自体で何らかの権利・利益を害するものでもないから、違法とまでいうことはできない。

4 控訴期限

平成30年11月26日（月）